

松山空港地上支援業務人材等確保支援事業  
松山空港で働く魅力発信業務 委託仕様書

第1 目的

松山空港国際定期航空路線の増便が進む中、航空機の運航に欠かすことのできない地上支援業務等を担う人材の確保を支援することで、航空路線の維持・拡充に向けた受入れ体制の整備につなげるため、県内外の若年者等に対し、松山空港で働く魅力を広く発信するとともに、松山空港関連事業者(※)が参加する合同会社説明会や空港業務見学会等を開催することで、松山空港関連事業者への就職志望者の拡大を図る。

(※)松山空港関連事業者とは、松山空港においてグランドハンドリング業務や航空保安警備業務、航空機への給油業務等を実施する事業者であって、正社員(雇用期間に定めのない雇用契約を締結すること)募集を行う事業者をいう。(5社程度を想定)

第2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

第3 業務内容

就職を希望する高校生や就職担当教員、県内外の学生、既卒者に向けて、ホームページや公式インスタグラムでは公開されていない興味を引く情報や働くリアルを感じられる情報を SNS 等で発信することで、空港関連事業者へ興味を抱く母集団を形成し、業界理解や企業理解を促進する情報発信を行うこと。

なお、情報発信に当たっては、松山空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)が制作した動画素材等を効果的に活用すること。また、制作する広報物は協議会が制作したホームページ(松山空港ではたらこう : <https://www.matsuyama-air-saiyou.jp/>)においても転載・広報するものとする。

- 1 令和6年度本事業に開設した SNS (Instagram、Youtube 等) アカウントにおいて松山空港で働くグランドハンドリングの仕事のリアルや働きがい、松山空港関連事業者の魅力や採用情報が伝わり、応募意欲を高めるようなショート動画等を制作し、情報発信を行う。また、一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構(以下「機構」という。)が運営する愛媛県若年者就職支援センタージョブカフェ愛 work(以下「愛 work」という。)の SNS アカウントでも転載・広報を行う場合もあることとする。(※各企業への取材を行う時は、各企業との調整も含む。)
- 2 SNS や其他媒体を効果的に活用し、松山空港関連事業者や空港関連業務の内容、協議会が制作したホームページ、機構が開催するイベント等について幅広く広報することで、松山空港関連事業者の認知度向上を図るほか、愛媛県内外の学生や既卒者の空港関連業務に対する心理的ハードルを下げ、松山空港関連事業者への就職志望度の向上につなげる。また定期的な発信を行い、リーチ数を伸ばす工夫を行う。

※目標数 : SNS 動画総再生数 : 250,000 回

SNS 総リーチ数 : 100,000 人

※SNS への記事掲載は週1回以上行うこと。

※例 : Uターン広報活動の実績のある他団体や、影響力のある媒体の活用など幅広い層に届くよう創意工夫の企画等

- 3 機構が空港関連業務の人材確保に繋がるイベント(オープンカンパニー・オンライン就職説明会等)を開催する際は、計画的且つ効果的に広報し、可能な限り開催時は撮影をする等して広報に活用すること。  
イベント等で愛 work が関わる場合は、今後の当事業イベントの集客や認知度向上を目指すため、若者が利用できる就職支援サービスを提供する愛 work についても紹介すること。
- 4 その他、効果的な広報案がある場合は、追加提案として提案書に記載すること。
- 5 SNS アカウントについて定期的な効果検証の報告を提出すること。  
年に3回程度、投稿数・フォロワー数・リーチ数・インプレッション数・エンゲージメント率などの実施内容と結果の効果検証を行う。
- 6 事業期間を通じて、事業実施内容及びスケジュール等について、機構と協議しながら PDCA サイクルを回し、継続的に改善を図ること。  
提案内容の実施の可否や具体的な内容については、別途協議の上、決定するものとするが、契約締結後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務の内容を予算の範囲内で変更する場合がある。  
なお、本業務の受託者は、以下の内容を踏まえて業務を遂行すること。
  - (1) 本業務に係る一切の経費(コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費、各種許可の取得に要する経費等、その他委託事業を実施するために必要な経費)は、全て委託金額に含むこと。
  - (2) 具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に機構と協議の上、決定することとし、第4の「事業計画書」において定めるものとする。
  - (3) 目標数値を設定し、これを達成した場合も、可能な限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

#### 第4 事業計画書及び報告書の提出

- 1 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について機構と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- 2 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を作成し、機構の完了検査を受けること。
- 3 機構は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査、または報告を求めることができる。

#### 第5 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて機構に提出し、承諾を得なければならない。

#### 第6 秘密保持

- 1 本業務に関し、受託者から機構に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- 2 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- 3 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 第7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、機構と協議すること。

## 第8 著作権の取扱

- 1 本仕様書により作成された成果品のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、機構に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果品の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取り等を指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、機構での使用を認めるものとする。
- 2 受託者は、機構が認めた場合を除き、成果品にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- 3 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 第9 成果品

- 1 提出物
  - (1) 実施報告書（A4判）紙媒体1部、データを格納したDVD2部
  - (2) 業務の遂行過程で作成したデータ一式（PDF、画像、動画等をDVDに格納すること）
  - (3) その他機構が業務の確認に必要と認める書類
- 2 提出場所  
〒790-0012 松山市湊町四丁目8番地13  
一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構  
（愛媛県若年者就職支援センター ジョブカフェ愛work）  
（電話番号）089-913-8686 （メールアドレス）k-fujioka@ai-work.jp
- 3 提出期限  
令和9年3月31日（水）

## 第10 その他の留意事項

- 1 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- 2 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、機構と受託者との協議の上決定すること。

個人情報取扱特記事項

<甲：一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構、乙：受託者>

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、

書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。